



# 島根県報

平成30年8月10日（金）

第3,030号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金の交付の対象等を定める告示	（地 域 政 策 課）	2
産業廃棄物処理施設の変更許可申請書等の縦覧	（廃棄物対策課）	3
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	4
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	4
保安林の指定	（       "      ）	5
補助金等交付規則第3条の規定によりしまね地域未来投資促進事業補助金（観光）の交付の対象等を定める告示	（観 光 振 興 課）	5

### 【公 告】

建設業法の規定による建設業の許可の取消し	（土 木 総 務 課）	6
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	7

### 【特定調達公告】

抗インフルエンザウイルス薬の購入に係る随意契約の相手方等	（薬 事 衛 生 課）	8
グループウェアシステムの賃貸借契約に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	8

**告 示****島根県告示第562号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32条）第3条の規定により、島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成29年島根県告示第390号）は、廃止する。

平成30年 8 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金等の名称

島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金

## 2 交付の目的

県内において太陽熱、地熱・地中熱、水素等の再生可能エネルギー熱利用設備を導入する者に対し、その導入に要する経費について補助を行うことにより、再生可能エネルギー熱利用等の導入を促進することを目的とする。

## 3 交付対象者

県内において4に規定する事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）

## 4 交付の対象となる事業、補助対象経費及び交付金額

区分	交付の対象となる事業	補助対象経費	交付金額
太陽熱利用	(1) 経済産業省の地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（再生可能エネルギー熱事業者支援事業）交付要綱（20170221財資第7号）第3条の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブが定めた地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（再生可能エネルギー熱事業者支援事業）交付規程（以下「熱事業者支援交付規程」という。）第3条に定める太陽熱利用の設備を導入する事業で、県内の医療・福祉施設等で熱事業者支援交付規程に基づき交付決定を受けた事業	熱事業者支援交付規程に定める対象事業費から熱事業者支援交付規程に基づき受けた交付決定額を除いた額	補助対象経費の2分の1以内の額
	(2) 環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環政計発第1604017号）第3条及び再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施要領（平成28年4月1日付け環政計発第1604018号）の規定に基づき、公益財団法人日本環境協会が定めた平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付規程（以下「熱自立交付規程」という。）第3条に定める太陽熱利用の設備を導入する事業で、県内の医療・福祉施設等で熱自立交付規程に基づき交付決定を受けた事業	熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額	ア 事業実施者が市町村（市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がア以外の者の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないも

			のとする。
地 熱 ・ 地 中 熱	(1) 熱自立交付規程第3条に定める地熱利用の設備を導入する事業で、県内の公共施設等で熱自立交付規程に基づき交付決定を受けた事業	熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額	ア 事業実施者が市町村の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がア以外の者の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。
利 用	(2) 熱事業者支援交付規程第3条に定める地中熱等利用の設備を導入する事業で、県内の公共施設等で熱事業者支援交付規程に基づき交付決定を受けた事業	熱事業者支援交付規程に定める対象事業費から熱事業者支援交付規程に基づき受けた交付決定額を除いた額	補助対象経費の2分の1以内の額
水 素 等 の 熱 利 用	経済産業省の燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付要綱（平成21・03・06財資第9号）第2条の規定に基づき、一般社団法人燃料電池普及促進協会が定めた燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金（家庭用燃料電池システム導入支援事業）交付規程（以下「燃料電池交付規程」という。）第4条に定める設備を導入する事業で、燃料電池交付規程に基づき交付決定を受けた事業。ただし、設備の更新の場合は、交付の対象外とする。	燃料電池交付規程に定める対象事業費から燃料電池交付規程に基づき受けた交付決定額を除いた額	1件当たり10万円以内。ただし、補助対象経費が10万円未満の場合は、その金額以内

## 島根県告示第563号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

平成30年 8 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 申請者

中国電力株式会社 代表取締役社長執行役員 清水 希茂

広島県広島市中区小町4番33号

## 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

浜田市三隅町岡見1810番地

## 3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（管理型）

## 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、ばいじん、汚泥

## 5 申請年月日

平成30年 6月 4日

## 6 縦覧場所

島根県浜田市片庭町254 島根県浜田保健所

## 7 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間 平成30年 8月10日から同年 9月10日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 縦覧時間 午前 8時30分から正午まで及び午後 1時から午後 5時まで

## 8 意見書の提出等

(1) 意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。

(2) 意見書の提出期限

平成30年 9月24日

(3) 意見書の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地 島根県環境生活部廃棄物対策課施設整備グループ

## 島根県告示第564号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成30年 8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
川又 あゆみ	内科	公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	平成30年 7月31日
吉山 道貫	脳神経外科	島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目 1-1	平成30年 7月31日
高井 清江	消化器外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成30年 7月31日
束本 和紀	小児科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成30年 7月31日

## 島根県告示第565号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年 8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

大田市祖式町字長政3477-2

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第566号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年 8 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 保安林の所在場所

浜田市弥栄町三里イ289、イ290、イ291-1からイ291-5まで、イ292-1からイ292-3まで、イ297、イ298、イ300-2、イ361-3

### 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第567号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、しまね地域未来投資促進事業補助金（観光）の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成30年 8 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 補助金等の名称

しまね地域未来投資促進事業補助金（観光）

### 2 交付の目的

地域の中核的な企業の新たな取組を促進し、付加価値の創出や地域経済への波及を図るため、地域経済を牽引していく企業の施設整備等の取組を支援することを目的とする。

### 3 交付の対象となる者

県内に事業所を有する企業で次に掲げる要件の全てを満たすもの

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき県が策定した島根県未来投資促進基本計画に沿って作成した地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業

#### 4 交付の対象となる事業

県の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づく事業で次の(1)から(4)までに掲げる要件を全て満たすもの

- (1) 地域の特性を活用した事業で次のアからウまでのいずれかに該当するもの
  - ア 島根の古き良き歴史・文化、豊かな自然などの観光資源を活用した観光
  - イ 世界ジオパークなど魅力ある隠岐諸島の観光資源を活用した観光
  - ウ 「緑の道～山陰～」の形成に向けた日本の原風景や自然体験などの観光資源を活用したインバウンド
- (2) 事業計画期間終了時に、補助事業導入年度比で付加価値額が3,029万円以上増加する見込みであること。
- (3) 事業計画期間終了時に、補助事業導入年度比で売上額が3%以上又は付加価値額が9%以上増加する見込みであること。
- (4) 以前に本補助金の交付を受けていないこと。

#### 5 補助対象経費

事業推進に当たり必要な次に掲げる経費

- (1) ハード事業  
主に観光旅行者の利用に供される遊園施設、文化施設、鑑賞施設、食事休憩施設、宿泊施設等の整備に要する経費（工事費及び設備費。ただし、経年劣化等による修繕や設備更新に係る費用は除く。）
- (2) ソフト事業  
地域経済牽引事業計画に定める観光誘客等の事業に要する経費（委託費、専門家経費、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費その他経費）

#### 6 補助金の額及びその交付の率

補助金の額は、1件当たり、補助対象経費の次に掲げる率以内で、かつ、500万円以下の額とする。

- (1) ハード事業 2分の1
- (2) ソフト事業 3分の2

## 公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年 8 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 処分をした年月日

平成30年 7 月31日

#### 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1)ア 処分を受けた者の商号  
東洋ソーラー株式会社
- イ 主たる営業所の所在地  
島根県松江市北陵町46-5
- ウ 代表者の氏名

代表取締役 藤原 一美

エ 許可番号

島根県知事許可（般-29）第8518号

(2)ア 処分を受けた者の商号

株式会社リアンシステム

イ 主たる営業所の所在地

島根県松江市大庭町1808-5

ウ 代表者の氏名

代表取締役 藤原 一美

エ 許可番号

島根県知事許可（般-28）第9499号

(3)ア 処分を受けた者の商号

株式会社ホームベース

イ 主たる営業所の所在地

島根県松江市乃白町395-3

ウ 代表者の氏名

代表取締役 大門 義

エ 許可番号

島根県知事許可（般-29）第9562号

### 3 処分の内容

許可の取消し（許可を受けている全ての業種の許可の取消し）

### 4 処分の原因となった事実

道路交通法違反（無免許運転）の罪により松江地方裁判所から懲役1年執行猶予3年の判決を受け、平成28年1月29日にその刑が確定した者が、東洋ソーラー株式会社、株式会社リアンシステム及び株式会社ホームベースの役員であったことが判明した。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

---

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年 8 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 開発区域

雲南市加茂町加茂中1番1、1番2、2番1、2番7、3番2、4番1、4番3、26番1、26番4、26番5、27番1、27番4、28番1の一部、30番1の一部

雲南市加茂町東谷1番1、1番3、1番4、2番1

面積 15,989.23平方メートル

### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

株式会社 トライアルカンパニー

代表取締役 檜木野 仁司

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬の購入

行政備蓄用イナビル吸入粉末剤（20mg 2容器包装品） 25,150箱

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県健康福祉部薬事衛生課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年6月25日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

第一三共株式会社 代表取締役社長 眞鍋 淳 東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号

5 随意契約に係る契約金額

42,752,988円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年8月10日

島根県警察本部長 今 村 剛

1 件名及び数量

グループウェアシステムの賃貸借契約 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

平成30年6月19日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ケイズ島根支店 支店長 寺本 幸司 島根県松江市殿町111

5 落札金額

19,724,279円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札



7 特例公告を行った日

平成30年 4 月24日